

# 令和4年度 税制改正に関する要望

令和 3 年 7 月 1 日

一般社団法人 全国建設業協会

## 令和4年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥村 太加典

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度当初予算では、前年度並みの予算が計上され、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度予算を含めると、前年度を大幅に上回る公共事業関係費が確保される形となりました。

しかし、一方では地域建設業の景況感は、悪い傾向が続いております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に伴う民間発注工事の冷え込みや、大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差が依然として拡大化しており、地域のインフラ整備や維持管理等を担うべき地域建設業は、厳しい経営環境に置かれているためです。

また、建設業界は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手です。令和2年度は令和2年7月豪雨を始め、台風第10号など全国各地で大規模な自然災害が発生し、被害を最小限に抑えるための応急復旧や復興に努め、各地域において大きな社会的使命を果たしました。

地域建設業が今後も社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を含め、本会の総意により、

- ・租税特別措置等の創設・延長・改善要望
- ・運用・手続の改善要望

につき、令和4年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

# 要望事項 目次

## I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

|   |   |
|---|---|
| 1. 工事契約に係る印紙税の撤廃等                                 | 1 |
| 2. 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る特別措置の創設             | 1 |
| 3. 新型コロナウイルス感染症対策のための中小事業者における固定資産税・都市計画税の減免措置の継続 | 2 |
| 4. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ等                          | 2 |
| 5. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長                | 2 |
| 6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置および住宅建設・売買に伴う登録免許税の軽減措置の延長    | 3 |
| 7. 地方拠点強化税制の延長                                    | 3 |
| 8. 交際費課税に係る特例措置の延長                                | 3 |

## II 運用・手続の改善要望

|   |   |
|---|---|
| 1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外 | 4 |
|---|---|

# I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

## 1. 工事契約に係る印紙税の撤廃等

### 【印紙税】

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものである。しかし、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっている。

また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は不課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書が課税されていないことから是正すべきである。

課税の公平性・中立性の観点からも、工事請負契約書に係る印紙税の撤廃をしていただきたい。やむを得ない場合は、軽減措置の延長をしていただきたい。

## 2. 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る特別措置の創設

### 【法人税】

建設キャリアアップシステムでは、建設技能者の所有資格や、就業履歴等の情報を蓄積することで、建設技能者の能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、建設業の担い手を確保しようとしている。当該システムは、建設業界と行政が一丸となって取り組んでいるインフラ整備であり、今後の建設業に重要な役割を果たしていくものである。当該システムの普及を図るために、導入に必要な PC、カードリーダー等の設備投資及びシステム登録料について、税額控除等による特別措置の創設をお願いしたい。

### 3. 新型コロナウイルス感染症対策のための中小事業者における固定資産税・都市計画税の減免措置の継続

#### 【固定資産税・都市計画税】

新型コロナウイルス感染症の影響等、厳しい経営環境下で事業収入が減少している中小事業者などに対して、令和3年度課税の1年分に限り設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税及び都市計画税を減免（ゼロ又は1/2）する措置について、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、依然として中小事業者にとって厳しい経営環境が続いているため、令和4年度課税分に関しても同様の減免措置を継続（コロナ前である一昨年との比率で事業収入が減少している場合に減免）していただきたい。

### 4. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ等

#### 【法人税】

昨今、建設業界では人手不足を補うために生産性の向上を目的としてIT機器等の導入及び利活用が積極的に図られている。

IT機器等は、その取得価額の全額が損金算入できる限度額の10万円を超えることも多いため、実態に即して取得価額の全額が損金算入できる減価償却資産の限度額を10万円未満から30万円未満に引上げることを要望する。

また、この引上げが難しい場合においても、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置（取得価額10万円→30万円）の延長及び年間上限額（300万円）の引上げを要望する。

### 5. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長

#### 【法人税】

中小企業者等は経営基盤が脆弱であるため、当該特例措置は業績の低迷時における企業経営の下支えとなっている。また、中小企業の経営力は大企業と比較し質量ともに不足し、好不況に左右されるため、年度における欠損を解消することにより経営を軌道に乗せ、事業の継続を図るためには一定程度のセーフティネットが不可欠である。

そのため、欠損金が生じた前年度に納付した法人税から欠損金の分だけ還付を受けることができる欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置を延長していただきたい。

## 6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置及び住宅建設・売買に伴う登録免許税の軽減措置の延長

### 【固定資産税・登録免許税】

住宅取得の活性化は、都市部・地方部を問わず内需の拡大に繋がるものであり、また、住宅取得者の初期負担の軽減を通じて良質な住宅の建設を促進する必要がある。このため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置（一般住宅3年間1/2、マンション5年間1/2）を延長していただきたい。また、住宅建設・売買に伴う登録免許税に関する軽減措置（保存登記本則0.4%→特例0.2%、移転登記本則2%→0.3%等）も併せて延長していただきたい。

## 7. 地方拠点強化税制の延長

### 【法人税】

地域建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手である。地方の中小建設企業は依然として余裕のある経営状況ではないことから、地方拠点強化税制（本社機能の地方移転や地方での拡充を行う場合にオフィス減税（特別償却又は税額控除）や雇用促進税制（税額控除）の適用ができる税制）を延長していただきたい。

## 8. 交際費課税に係る特例措置の延長

### 【法人税】

中小法人は大法人に比べ販売促進手段が限られており、交際費等は中小法人の事業活動に不可欠な経費となっている。なお、建設産業においては、近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるものの、一定の基準に基づかない支払いなどは、交際費と認定される場合が少なくない。

そのため、中小法人の交際費課税に係わる特例措置（800万円までの交際費等の全額損金算入又は接待飲食費の50%の損金算入のいずれかを選択適用）を延長していただきたい。

併せて、資本金の額等が100億円以下の法人に係る接待飲食費の50%の損金算入の特例についても延長していただきたい。

## Ⅱ 運用・手続の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

### 【法人住民税・事業税】

建設現場における仮設現場事務所は、常設的な店舗、事務所、工場と異なり、建設現場ごとに工事期間内に一時的かつ随時設置される仮設事務所であり、かつ非常に多くの建設現場で設置されている。これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べて建設業に著しく不利な税制となっている。また、自治体により運用解釈があいまいで、平等性に欠けることから、建設現場における仮設現場事務所については、課税対象の除外をお願いしたい。特に、設置期間が2年以内の仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。